

Accounting office
辻内税理士事務所通信

発行人 税理士 辻内 敏 宏

〒642-0022 和歌山県海南市大野中 586-3
 TEL 073-482-4511・FAX 073-482-4512
 (E-mail) office@tsujiuchi.com
 U R L http://www.tsujiuchi.com

ヒント

米国視察

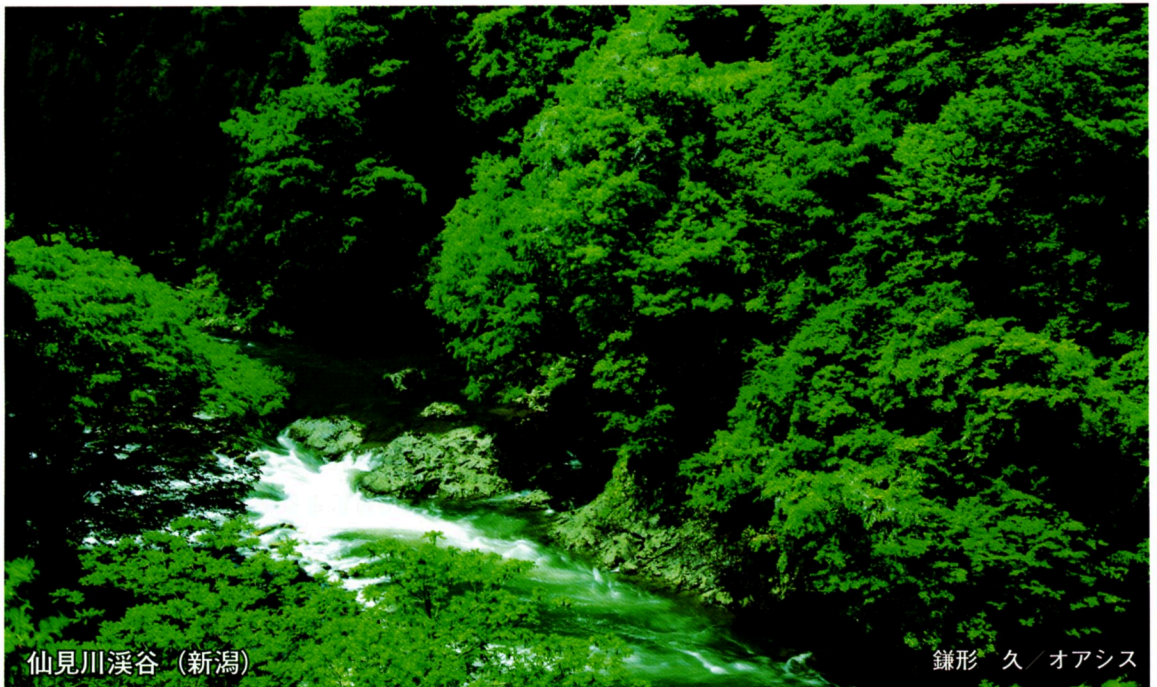
山梨県を地盤とするスーパーマーケットチェーンのオギノでは、内定者の入社前研修の一環として、毎年3月に内定者と選抜した社員と取引先の混成チーム約80人で「アメリカセミナー」を実施している。事前に、しっかり勉強しないと参加できない仕組みで、内定者も既存社員ともに専門書を読み、レポートを提出しなければならない。6泊8日のうち5日は全行程店舗視察で、1日45カ所、毎日単なる感想ではないレポートの提出が求められる。渡航費用の7割は自己負担、1年かけて給料から天引きされる。混成チームならではのメリットもあり、モチベーションが高まり、その効果は大きい、と。フォーレ所載。

ヒント

**税務
ミニガイド**

5月21日から裁判員制度がスタートしますが、裁判員等が裁判所に出頭した場合には、旅費、日当、宿泊料が支給されることになります。

これらの旅費等については、所得税では雑所得として取り扱われることになり、支給額から実際の交通費等を差引いた金額が雑所得の金額となります。



仙見川溪谷 (新潟)

鎌形 久 / オアシス